



- ◇ 発行：中国情報通信懇談会
- ◇ TEL:082-222-3324 FAX:082-502-8152
- ◇ E-mail：jimukyoku@cic-infonet.jp
- ◇ <http://www.cic-infonet.jp/>

【支援事業にかかる重要なお知らせ】 「支援事業」の実施要綱改正について

中国情報通信懇談会は今年で設立30周年を迎えることとなりました。これもひとえに会員皆様方の御支援と御協力の賜物と深く感謝いたしております。

このような時機にあたり「地域情報化推進団体」としての役割を発揮し、ICTの利活用による「地方創生」に向けた意義ある活動を展開していくため、懇談会事業全体を発展的に見直すこととなりました。

支援事業につきましても【別紙】のとおり実施要綱を改正することとなり、3月25日に開催された平成26年度第2回運営委員会です承されました。正式には、6月1日の総会の決定を受け改正となりますが、先の運営委員会での了承を受け、平成27年度の支援事業につきましては、改正する実施要綱に基づき実施させて頂きたいと存じますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、要綱の主な変更点は次のとおりです。

1 申請期間

(従来) 行事实施日の3週間前まで

(新規程) 毎年5月1日～5月31日の間

※ 従来より、5月に一括して募集しておりましたが、運用実態にあわせて見直しを行うものです。

※ 平成27年度の募集は別途ご案内いたします。
申請漏れの無いようご注意ください。

2 支援金額の決定

(従来) その都度、運営委員会の承認を得て決定

(新規程) 募集締め切り後に一括審議を行い、予算内で配算

※ 従来より、1事業10万円以内で、かつ、予算内で配算しておりましたが、運用実態にあわせて見直しを行うものです。

※ 予算を超えた場合は、事務局で審査を行い査定いたします。

以上

問い合わせ・連絡先

中国情報通信懇談会事務局
(支援事業担当) TEL 082-222-3471

Mail: jimukyoku@cic-infonet.jp

支援事業実施要綱改正（案）

支援事業実施要綱改正を以下のとおり改正することとしたい。

- 1 支援事業費については、会費収入の15%を上限とすることを追加する。
- 2 支援金額については、15万円以内から1事業10万円以内へ変更する。
- 3 申請及び報告の表記を修正する。
- 4 決裁手続を削除し、審査及び確定手続として整理する。
 - (1) 事務局の審査項目を表記する。
 - (2) 照会先を運営委員から運営委員長に変更し、運営委員長の承認をもって確定とする。
- 5 申請期間を追加する。
- 6 新旧対照表は以下のとおり。

支援事業実施要綱（新旧対照表）

新	旧
4 支援金額 <u>支援事業費は当該年度の会費収入の15%を上限とし、1事業への支援金額は10万円以内とする。</u>	4 支援金額 原則として15万円以内。
5 申込及び報告手続き (1) <u>支援を希望する会員は、計画している企画内容を実施計画書(別紙参照)で事務局に提出する。</u> (2) <u>支援を受けた会員は、行事終了後、実施報告書を事務局に提出する。</u>	5 申込手続き (1) 会員等が計画している企画内容を実施計画書(別紙参照)で事務局に提出。 <u>(2) 事務局から運営委員に支出の妥当性について意見照会。</u> <u>(3) 計画承認。</u> (4) 行事終了後、実施報告書を事務局に提出。
6 <u>審査及び確定手続</u> <u>(1) 事務局は、実施する行事の目的・実施主体の属性・公開性、並びに懇談会の目的や各年度の事業との親和性等を勘案して審査を行う。</u> <u>(2) 事務局は審査修了後、運営委員長に支出の妥当性について照会を行う。</u> <u>(3) 運営委員長の承認をもって支出を確定する。</u>	

<p>(削除)</p> <p>8 受付期間 <u>原則として受付期間は5月1日から5月31日までとし、受付期限前までに実施する場合は行事实施日の3週間前までとする。</u></p> <p>付則 この要綱は、平成16年3月19日から改正施行する。 この要綱は、平成20年5月14日から改正施行する。 <u>この要綱は、平成27年6月1日から改正施行する。なお、受付期間については平成27年5月1日からとする。</u></p>	<p><u>6 決裁手続き</u> <u>メールで各運営委員に照会。</u></p> <p>8 受付期限 <u>原則として行事实施日の3週間前まで。</u></p> <p>付則 この要綱は、平成16年3月19日から改正施行する。 この要綱は、平成20年5月14日から改正施行する。</p>
---	--